



4. 常勤弁護士に関する業務

4-1 平成25年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼び、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組みにも尽力しており、地域に密着した活動を行っている常勤弁護士の役割は、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組み

法テラスが行う「司法ソーシャルワーク」とは、高齢者、障がい者その他法的サービスの自発的利用が困難な方が抱える潜在的な諸問題を、司法的な観点を加えて発見・整理したうえで、関係する福祉職者等と連携・協働して、総合的に解決することをめざす取組みである。

法テラスでは、このような取組みの重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任等を意欲的に行っている常勤弁護士の役割は非常に大きいと考えて、取組みの充実化を図ってきた。平成25年度における具体的取組みとしては、司法ソーシャルワークのモデルケースとしてのパイロット事務所における事業の実施、「司法ソーシャルワーク推進プロジェクトチーム」を新設して常勤弁護士の果たすべき役割等の検討、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等を個別指導する実地研修の試行等を行った。

今後も、司法ソーシャルワークの拡充に向けて、さまざまな取組みを行っていく予定である。

(3) 徳之島地域事務所の設置

法テラスでは、司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士が0名または1名しかいないなどの一定の基準（「4-5 司法過疎対策業務」参照）を満たす地域への事務所設置を進めており、平成25年8月には、鹿児島県徳之島に司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士を配置した。これは、徳之島簡易裁判所の管轄区域に弁護士が当時0名であったこと、鹿児島地方裁判所本庁や名瀬支部とも距離があって移動が困難なことなどを勘案した結果である。

徳之島地域事務所は33か所目の司法過疎地域事務所である（資料4-1 番号53から85）。

(4) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組みを開始した。

具体的には、宮城県東松島市、福島県相馬市、福島県浪江町、宮城県気仙沼市に順次派遣しており、自治体の施策に対する法的アドバイス等を行っている。

4-2 業務の概要

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるとともに、司法過疎地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させている。

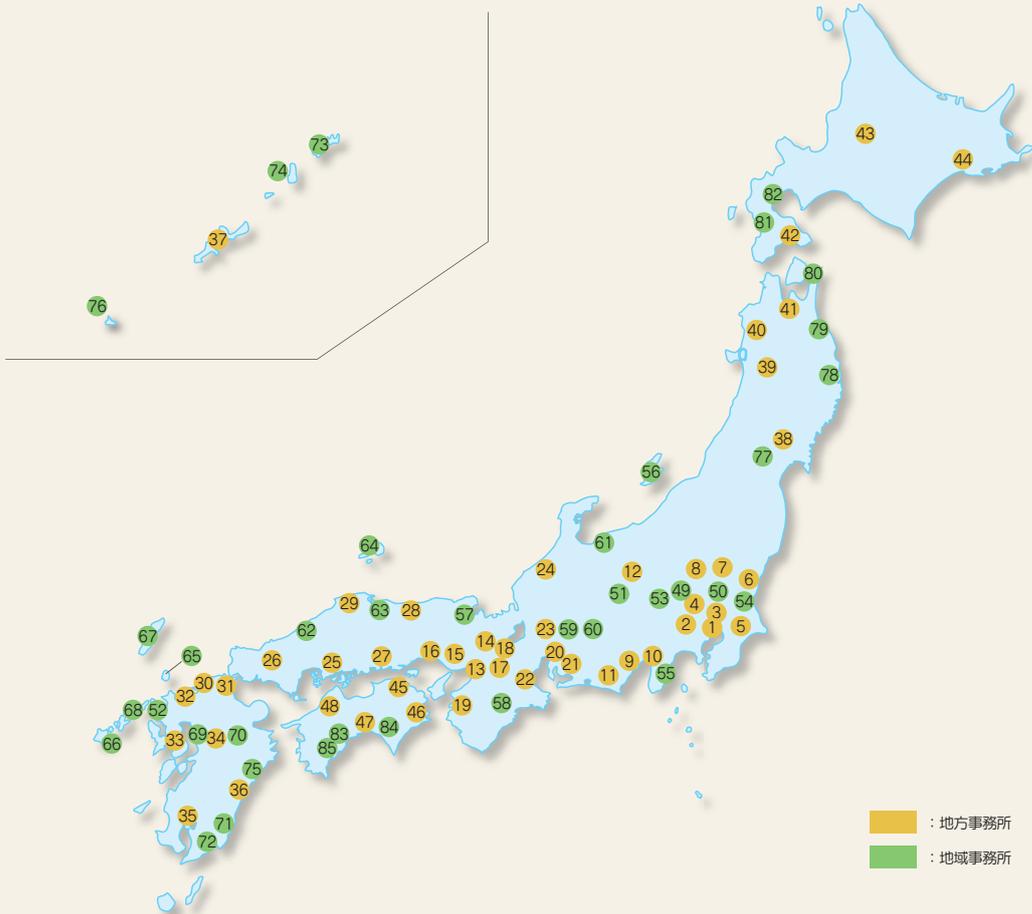
4-3 常勤弁護士の配置

(1) 配置

常勤弁護士は、平成26年3月31日現在、合計246名となり、資料4-1のとおり、合計85か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（平成 26 年 3 月 31 日現在）



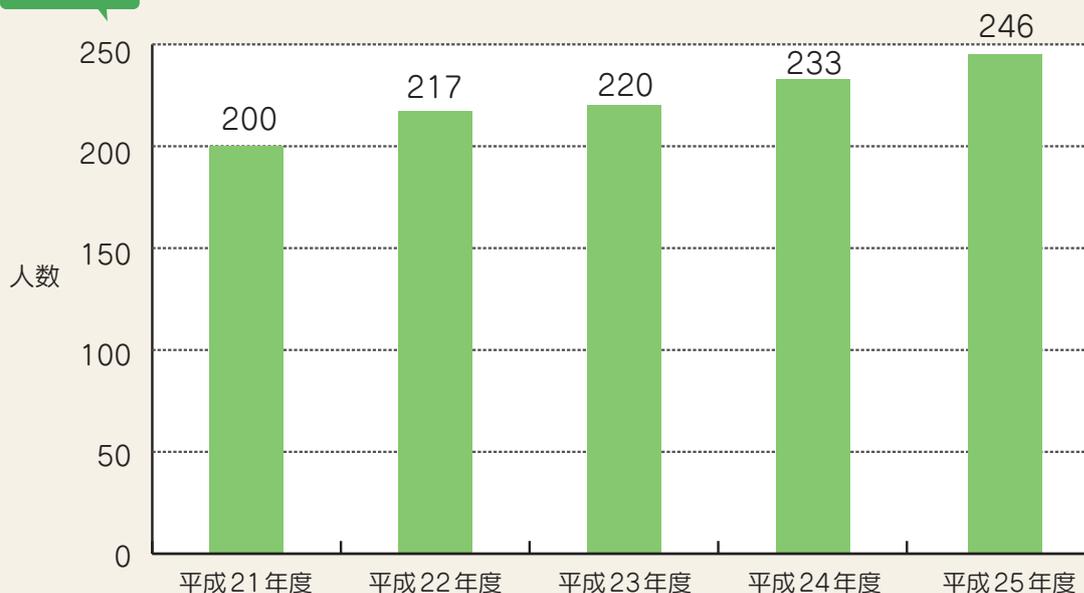
地方事務所（41か所）・支部（7か所）			
1	東京地方事務所	25	25 広島地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部	5	26 山口地方事務所
3	埼玉地方事務所	7	27 岡山地方事務所
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28 鳥取地方事務所
5	千葉地方事務所	9	29 島根地方事務所
6	茨城地方事務所	3	30 福岡地方事務所
7	栃木地方事務所	1	31 福岡地方事務所北九州支部
8	群馬地方事務所	2	32 佐賀地方事務所
9	静岡地方事務所	6	33 長崎地方事務所
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34 熊本地方事務所
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35 鹿児島地方事務所
12	長野地方事務所	1	36 宮崎地方事務所
13	大阪地方事務所	15	37 沖縄地方事務所
14	京都地方事務所	4	38 福島地方事務所
15	兵庫地方事務所	2	39 山形地方事務所
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	40 秋田地方事務所
17	奈良地方事務所	1	41 青森地方事務所
18	滋賀地方事務所	5	42 函館地方事務所
19	和歌山地方事務所	3	43 旭川地方事務所
20	愛知地方事務所	2	44 釧路地方事務所
21	愛知地方事務所三河支部	4	45 香川地方事務所
22	三重地方事務所	4	46 徳島地方事務所
23	岐阜地方事務所	4	47 高知地方事務所
24	福井地方事務所	1	48 愛媛地方事務所

地域事務所（37か所）			
49	熊谷地域事務所	2	68 平戸地域事務所
50	下妻地域事務所	3	69 雲仙地域事務所
51	松本地域事務所	1	70 高森地域事務所
52	佐世保地域事務所	2	71 鹿屋地域事務所
53	秩父地域事務所	3	72 指宿地域事務所
54	牛久地域事務所	2	73 奄美地域事務所
55	下田地域事務所	2	74 徳之島地域事務所
56	佐渡地域事務所	1	75 延岡地域事務所
57	福知山地域事務所	1	76 宮古島地域事務所
58	南和地域事務所	2	77 会津若松地域事務所
59	可児地域事務所	3	78 宮古地域事務所
60	中津川地域事務所	1	79 八戸地域事務所
61	魚津地域事務所	3	80 むつ地域事務所
62	倉吉地域事務所	2	81 江差地域事務所
63	浜田地域事務所	3	82 八雲地域事務所
64	西郷地域事務所	1	83 須崎地域事務所
65	吉岐地域事務所	1	84 安芸地域事務所
66	五島地域事務所	1	85 中村地域事務所
67	対馬地域事務所	2	

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

■ 増員配置
■ 新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成すべく、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施するものである。

この制度の導入により、平成21年度は51名、平成22年度は35名、平成23年度は31名、平成24年度は50名、平成25年度は45名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴したうえ、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所に配置された常勤弁護士は、平成26年3月31日現在、合計201名となり、合計82か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）に配置されている。各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし11名の常勤弁護士が常駐している。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成25年度には、合計10回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載したうえ、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すとともに、同連合会が開設し運用している就職採用フェイスブックにも就職情報を掲載している。このような取組みにより、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行うとともに、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

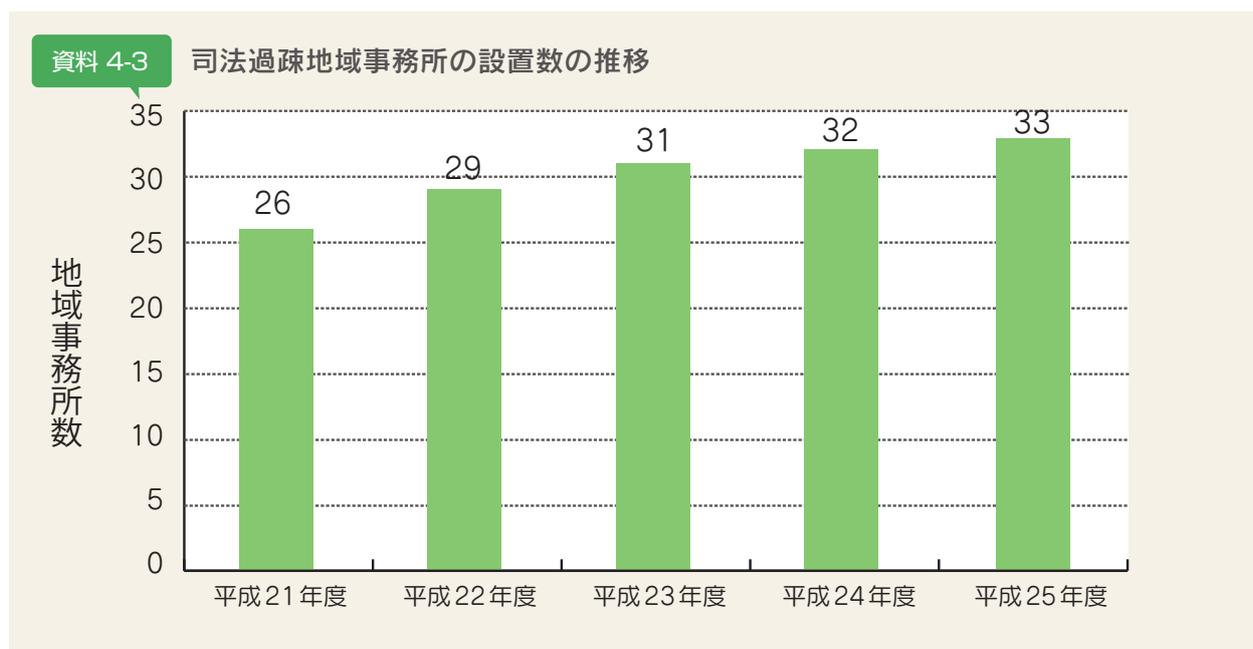
さらに、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいなかったか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前課題について少人数でディスカッションを行う研修である。また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応をすることができるようにすることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

常勤弁護士の業務は、取り扱う業務が総合法律支援法の定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、司法ソーシャルワーク等の関係機関との連携に基づく活動が期待されていることなど、一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施するなどして、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事・刑事の基礎的な研修等を実施している。

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容等を企画し、地方の実情等に応じた研修を実施している。

さらに、自治体や福祉機関に潜在する法的需要を把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を職員として地方自治体（静岡県伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人グロー）等に派遣し、外部研修を受けさせている。平成25年度に常勤弁護士に対して実施した実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成25年10月17日～18日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計事務、支援センター職員との関係、常勤弁護士業務支援室における支援体制等
平成26年1月16日～17日	【常勤弁護士新任業務研修】 総合法律支援法、常勤弁護士の職務、民事法律扶助業務、国選弁護・付添業務、受託業務、情報セキュリティ、接遇のあり方等
平成25年7月18日～19日 平成26年2月13日～14日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、弁護士倫理、常勤弁護士対応事例の検討等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成25年4月5日 平成25年9月26日	【裁判員裁判事例研究研修】 責任能力を争う事件の弁護活動、量刑に関する司法研究、殺意を争う事件のケースセオリー、量刑事情の位置付け、再犯可能性に関する情状弁護、公判前整理手続における争点整理、被告人に記憶が乏しい事件における弁護方針等
平成25年11月7日～8日	【裁判員裁判専門研修】 責任能力を争う弁護活動、起案書の検討、共犯事件における情状弁護等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成25年8月1日～2日 平成25年12月12日～13日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神疾患の基礎知識、精神疾患者に対する面接技法・模擬法律相談等
平成25年10月3日～4日	【民事実務研修】 社会福祉法人における常勤弁護士の活動、原発ADR、関係機関との連携等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・神奈川・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東A・Bブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成25年5月24日	司法ソーシャルワークの具体的実践方法、アウトリーチの実践と成年後見申立支援、成年後見センターの現状と展望、成年後見制度の拡充に関する演習等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年10月25日	障がい者関連法規、常勤弁護士による障がい者支援策等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年11月29日～30日	関係機関との連携、障がい者を当事者とする事件の対処方法等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年6月7日	交通事故事件、日本弁護士連合会との意見交換等
平成25年8月21日	後見事件、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成25年11月20日	離婚と親権、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成26年2月19日	犯罪被害者支援、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年5月18日	4号事務所の開設と定着、勾留等に対する準抗告、パーソナルサポートサービスモデル事業との連携等
平成25年8月25日	子どもの監護、殺人未遂事件、裁判員裁判における情状弁護等
平成25年11月23日	医療観察、暴行被告事件、不動産投資被害事件等
平成26年2月15日	人訴無効確認訴訟、通貨偽造・同行使罪、強制わいせつ致傷事件等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年6月25日	高齢者問題における弁護士の役割、交通事故事件等
平成25年7月31日	原子力発電所差止請求訴訟、原子力損害賠償請求事件等
平成25年11月19日	後見ネットワーク、法教育授業の実践例、社会心理学等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年8月25日	社会福祉法人組織内弁護士、精神科病院との連携、法教育等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成25年8月23日～24日	原子力発電所関連問題、震災被害に関する相談・事件処理等
平成26年3月14日～15日	不動産登記簿、不動産事件、ヒヤリハット事例等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年5月18日～19日	4号事務所における裁判の傾向と弁護士への期待、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成25年11月23日～24日	少年鑑別、関係機関との連携、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士を室長・研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護士教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修を実施するとともに、アンケート等を踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施にも努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。